

## 付 論

# 沢地域の現行小字名についての検証

— 沢新開遺跡の発掘調査とかかわって —

前 川 浩 一

### 1. はじめに

大字沢、浦田は、貝塚市内において、多数の遺跡が集中する地域の一つである。弥生時代前期の集落跡、奈良時代の集落跡を検出した沢遺跡、平安時代建立とされる明楽寺跡、中世の集落跡の漑池遺跡、中世末の城跡である沢城跡等、多数の遺跡が存在し、古くから開発の手が及んでいた地域であることが周辺の発掘調査によって確認されている。

当地域では、住宅改築、商店建設に伴う小規模な発掘調査は実施しており、点的な成果ではあるが、徐々に資料は蓄積されつつある。しかし、大規模な発掘調査は実施されておらず、詳細な歴史的変遷については明確ではなかった。

そのような状況下で、今回、近木川左岸の氾濫原上において沢新開遺跡の本格的発掘調査を実施し、当氾濫原における開発開始時期を明確にできたことは大きな成果である。

さて、沢新開遺跡は、今回の発掘調査に先立つ確認調査によって、新たに発見した遺跡である。遺跡名称は開発地の地名、現行の大字「沢」小字「新開」から命名している。調査内容の検討をすると、本文であるように、この「新開」という現行小字名は江戸時代に開発された折、当地に命名された字名であることが推定できる。したがって、中世の景観復元等において現行小字名を資料批判することなしに使用することは大きな問題を持つことが判明した。

そこで、この成果を原点とし、地番図、明治時代仮製図、発掘調査から得られた資料等をもととして、沢地域の歴史的変遷を考え、沢地域における現行小字名の命名時期について検討してみたい。

### 2. 現行小字名の分布と地形図等からの検討

図15は、昭和47年調整の1/2,000 地番図を編集し、須之内道子、棚村玲子両氏が実施した現行小字名調査成果を基礎として、近木川左岸の沢地域の小字名の分布を大きく分類し、図示したものである。分類については5つに分け、以下のとおりである。

- A ; 人名を小字名を持つ地点
- B ; 「垣外」の小字名を持つ地点
- C ; 「新開」の小字名を持つ地点
- D ; 「河原」「荒子」など河川関係と見られる小字名を持つ地点
- E ; 「明楽寺」の小字名を持つ地点

この図から読み取れる小字名の配置は、まず、ほぼ南北に通る紀州街道の周辺に人名の小字を持つ地点が集中して分布している。そして、部分的ではあるが、人名小字地点を囲むように「垣外」の小字を持つ地点が存在する。次に、近木川左岸の河川段丘下部、氾濫原上においては、ほぼ全面に「河原」「荒子」等の河川、荒れ地に関する小字名が広がり、人名小字地区の北端部、「垣外」小字地区の北西側には「新開」という小字が分布している。「明楽寺」小字は、紀州街道をまたいで存在する。

明治18年仮製図の沢地域を見ると、人名小字地域は旧沢集落と良く符合する。明治18年段階の市街地の広がりから、この集落は少なくとも江戸時代後半には成立していたことは確実であり、小字名の人名は屋敷地の所有関係を示しているようである。したがって、人名小字の由来は仮製図との対比では、少なくとも江戸時代の集落に溯ることが推定できる。（図16）

また、紀州街道に沿って、その両側に人名小字が分布しており、明らかに紀州街道に規制されていることが読み取れる。

紀州街道は、元和9年（1623）に五街道と共に整備されたとの意見も存在するが、三浦圭一氏の研究によると<sup>1)</sup>、文献での初出は元禄4年（1671）であり、摂津、和泉、紀伊を繋ぐ主要街道として定着するのは宝永元年（1704）の大和川開鑿と新川橋の架線からとしている。また、神野清

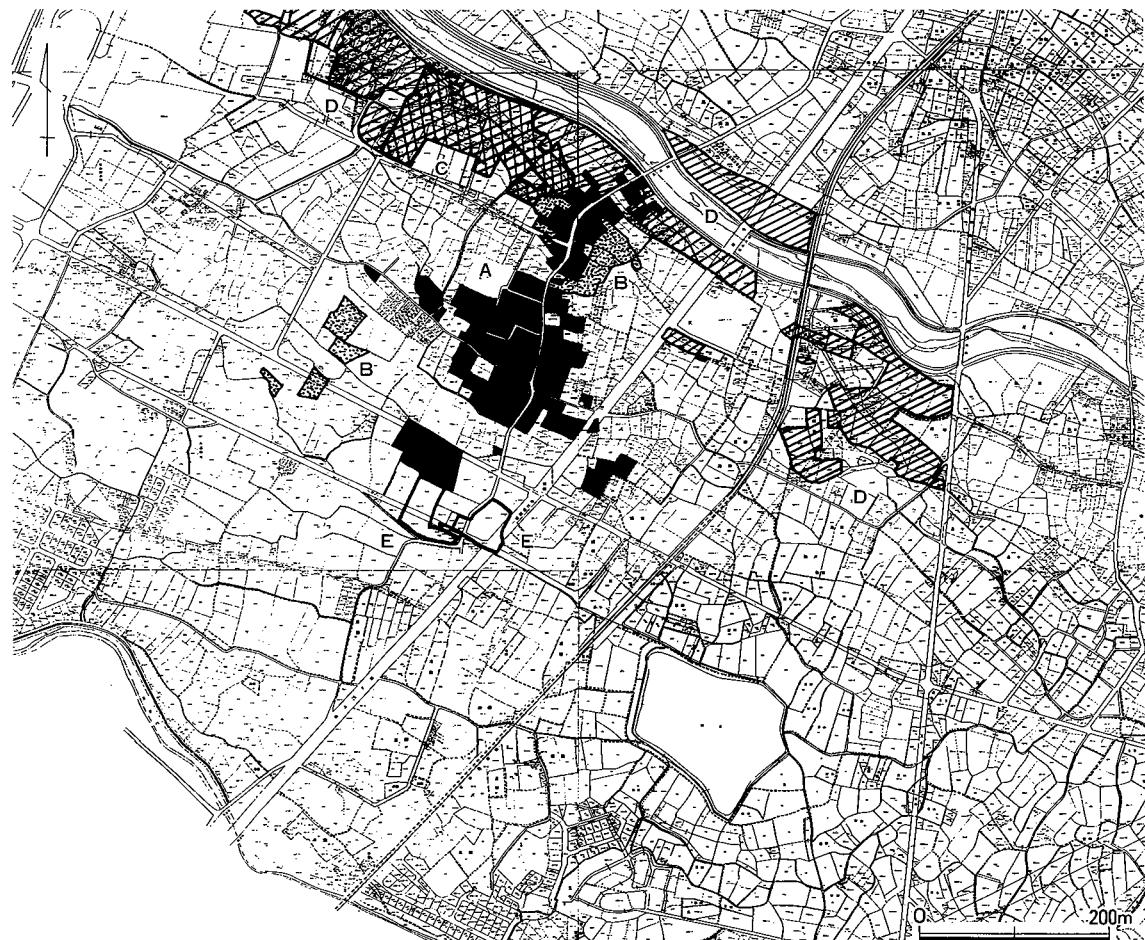


図15 沢、浦田地域小字分布

秀氏によると<sup>3)</sup>、紀州藩が参勤交代路を元禄14年（1701）から紀州街道に切り替えた時から摂津、和泉、紀州を繋ぐ主要往還道として定着したとしている。中世の日記等にも全く出現しないことからみても、紀州街道の全線が整備されたのは江戸時代に入ってからであり、主要街道となるのは18世紀であることは確実である。

したがつて、紀州街道によって規制されている仮製図上の旧沢集落の広がりは18世紀以降、古くとも17世紀以降にその起源を持ち、そこに命名された人名小字は江戸時代のものであると言える。

さらに、旧集落を囲むように、「垣外」という小字が存在しており、集落との配置関係から、これも江戸時代にまで溯り、集落成立以降命名されたと推定できる。

「河原」「荒子」小字を持つ地点は、近木川左岸の氾濫原上に位置し、段丘上には見られず、地理的に符合している。字を命名するということは、その土地について何らかの利用が始まったと考えられ、その利用開始時期以前には河原や荒れ地であったと推定できる。この時期について

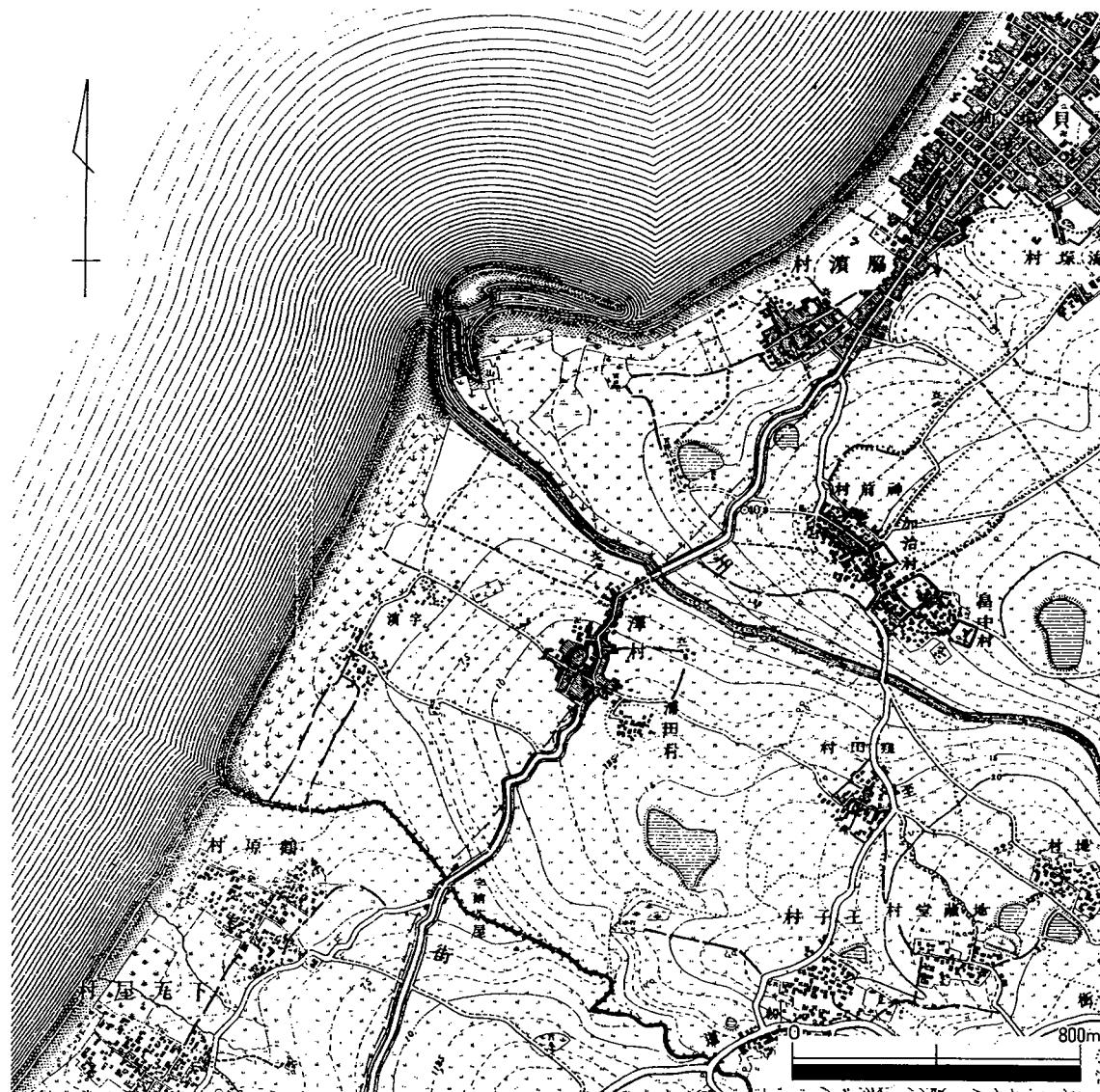


図16 明治18年仮製図

は、発掘調査によって明らかにしたい。

「明楽寺」小字については、寺院が存在した確証は得られていないが、寺院が存在したならば、その寺域を街道が通るとは考えにくく、これらの配置関係からは紀州街道成立以前に命名の起源を持つと推定できる。

### 3. 遺跡発掘調査成果からの検討

図17は、貝塚市1/10,000管内図に、大字沢、浦田における既往の調査報告地点を記入したものである。図上には、沢新出遺跡、沢遺跡、明楽寺跡、沢共同墓地遺跡、沢西出遺跡、沢海岸遺跡、沢海岸北遺跡、沢城跡、沢西遺跡、沢新開遺跡、濱池遺跡、窪田遺跡・窪田廃寺が含まれている。この内、発掘調査が報告されているのは、沢遺跡、沢城跡、沢西遺跡、濱池遺跡の4遺跡、11ヶ所である。

### 1) 発掘調査による集落変遷の復元

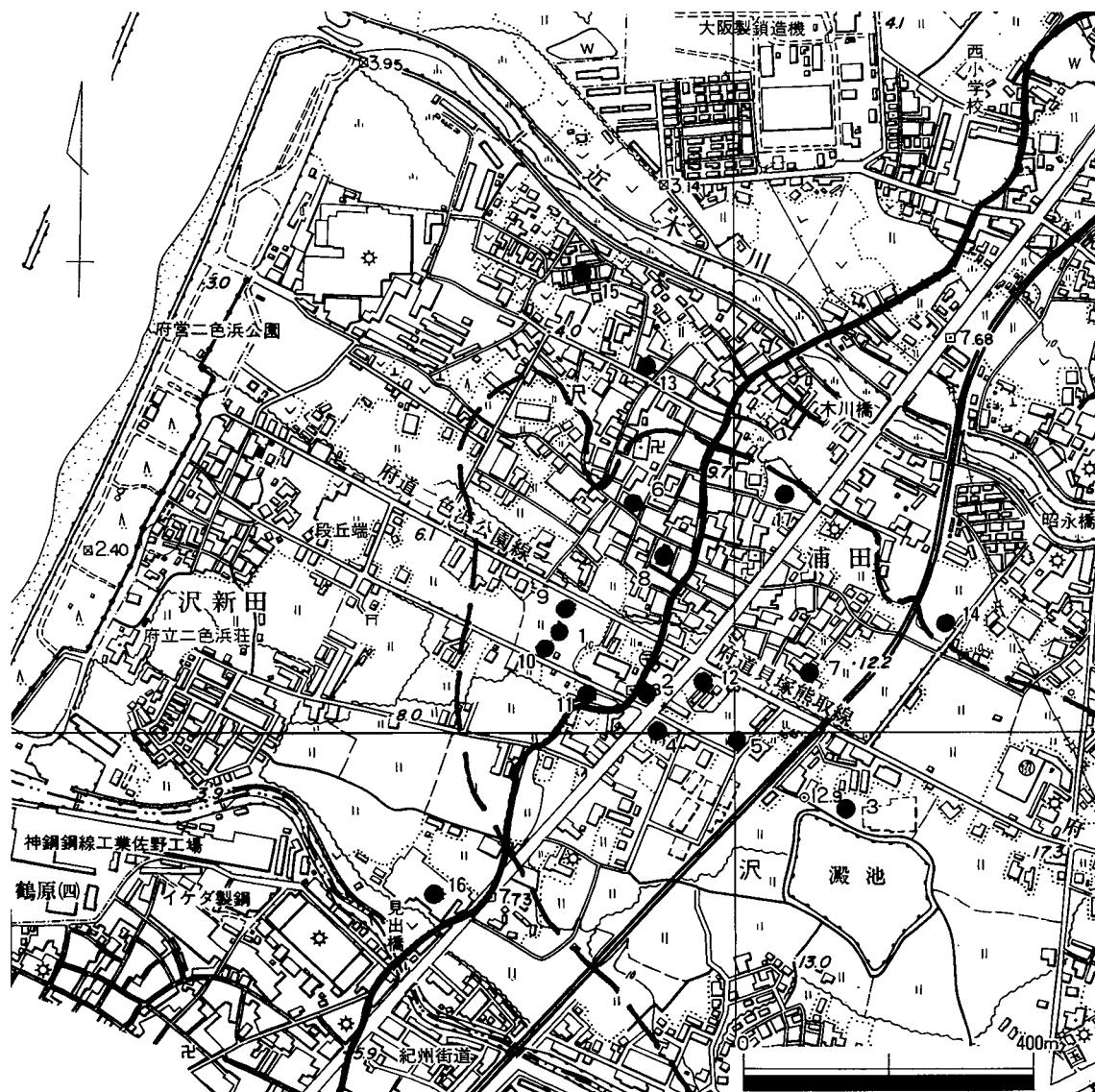


図17 発掘調査地点

当地域における既往の発掘調査では、弥生時代、奈良時代、11世紀、12世紀、13世紀、14世紀、17世紀の各時代の遺構を検出している。ここでは各時代の集落の様相を復元したい。

まず、<sup>4)</sup>弥生時代は第1地点において前期末の溝、土坑を検出している。弥生時代前期末の集落西端部と考えられる地域を明らかにし、中位段丘の端部に当地域ではまず最初の集落が出現したことが判明している。

次に、<sup>5)</sup>奈良時代では、同じく第1地点において、掘立柱建物2棟、溝等を検出し、当地域では弥生時代から長い時間を経て、奈良時代になって再度集落が出現した。

11世紀では、<sup>6)</sup>集落は段丘端部から東に移動し、第2地点において6間×3間以上の掘立柱建物1棟を検出している。当時期の遺構は本例のみの検出であり、また、他の地点においても遺物の出土はほとんど認められないため、中世集落の当初規模は小さいものであることが推定できる。

12世紀では、<sup>7)</sup>集落はさらに東に移動し、第3地点において井戸、土坑を検出している。当該時期の集落についても11世紀同様、規模自体は小さい。

13世紀では、<sup>8)</sup>当地域の広範囲にひろがり、第2地点において5間×5間以上の掘立柱建物1棟、溝、土坑等を検出し、<sup>9)</sup>第4地点では2間×2間以上の掘立柱建物1棟、<sup>10)</sup>第5地点では5間×6間の掘立柱建物、<sup>11)</sup>第3地点では掘立柱建物、井戸等を検出した。これらが同一集落になるかは不明であるが、第2地点から東の第3地点の広い範囲に建物等が分布する。

14世紀では、<sup>12)</sup>第3地点において溝、井戸、土坑を多数検出し、<sup>13)</sup>第6地点において集落内の堆積とみられる遺物を多量に含んだ、遺物包含層を確認している。また、<sup>14)</sup>第17地点では、農業関係の作業時に14世紀の土器等が多量に出土していることが判明しており、特に第6地点から第17地点にかけての現在の沢集落の下に、当該時期の集落が広がっていたことが推定できる。他の地点において、当該時期の集落は未検出であり、現時点では第3地点、第6地点から第17地点周辺に集落が2分化したようである。

17世紀では、<sup>15)</sup>第7地点において沢城を巡る東西方向の堀を検出し、<sup>16)</sup>第8地点において北東～南西方向の堀を検出している。集落の遺構等は検出していないものの、近世においてはこの堀の内側に集落が存在していたものと推定できる。また、遺物の出土状況からすると、14～15世紀段階の集落よりは縮小していることが考えられる。

このように、集落は第1地点を出発点として、段丘の内陸側、すなわち東側へ移動していったことが読み取れる。旧沢集落付近では、14世紀以降に現在の沢集落の地点へ移動、ほぼ現在の集落と同等程度の広範に広がっていた。そして、戦国期には集落を堀で囲み沢城とされたようである。その後の状況は明らかではないが、17世紀以降では14世紀段階では集落地であった部分が農地化しているため、集落は縮小している模様である。したがって、仮製図の旧沢集落の原型が形作られたのは17世紀以降であることが理解できる。

## 2) 発掘調査成果と小字名の検討

ここでは、小字名と発掘調査成果とを検討し、「明楽寺」と近木川左岸の氾濫原の小字名命名時期について考えてみたい。

第2地点<sup>17)</sup>は「明楽寺」の小字名を持つ。明楽寺は小字名と周辺より平安時代後半頃の瓦片が採取された事によって推定されている寺院である。現在の推定寺域は第2地点から約50m西に推定されており、東西、南北350mの地域が周知の遺跡範囲とされている。

第2地点は現在、沢城跡の遺跡範囲に含まれているが、発掘調査では、先にみたとおり11世紀から13世紀にかけての集落の一角を検出しており、寺院に関する遺構は検出していない。本地点は13世紀以降に削平を受けたためか、遺物包含層がほとんど存在しない。したがって、検出した時代以外の状況については詳細に検討できない環境にある。しかし、削平を受けたといえども、検出した遺構の残存状況は良好であり、11世紀以前の遺構が検出できないことは、本地点にその時期の遺構が存在しなかった可能性は高い。また、平安時代後半、11世紀段階ではすでに集落であることから、本地点において平安時代後半の寺院の存在を考えることは不可能である。したがって、第2地点の「明楽寺」という小字名の命名時期は、平安時代から中世にかけてには溯らないことが理解できる。さらに、先に見た小字名の配置からでは近世には命名の時期は考えられないことと合わせると、平安時代から近世にかけては命名の時期にできない。また、「明楽寺」の推定年代よりも古くすることも不可能であるので、第2地点の「明楽寺」は近代以降にしか命名時期を求めることはできない。<sup>18)</sup>

次に、近木川左岸の氾濫原上での調査では、第13地点、第14地点、今回の沢新開遺跡調査（第15地点）が挙げられる。第13、14地点は共同住宅建設に伴う事前確認調査であり、遺物、遺構が検出されないため未報告となったものである。確認調査の内容は、両地点ともに耕作土の直下に近木川の氾濫原とみられる砂礫堆積が存在し、中世の遺物包含層は全く見られない状況であった。したがって、中世段階では全くの河原であることが推定できる。また、耕作土には近世の陶磁器がふくまれており、耕地としての開発は近世以降であることが判明している。さらに、第15地点は中世段階では河原であり、17世紀以降に溜め井を掘削し農地開発を行っている。

第13地点、第14地点、第15地点の3ヶ所の調査をもって、近木川左岸の氾濫原について断定してしまうことは多少危険ではあるが、氾濫原の開発は近世に入ってからであり、その小字名の「新開」「河原」「荒子」は近世段階の農地開発（新田開発？）によって命名されたといえる。

#### 4. おわりに

小稿にて検討した大字沢、浦田地域における5種類の内4種類の小字名が現在の地点に命名されたのは近世であるから明らかとなり、「明楽寺」小字に至っては近代以降に命名されたことが明らかとなった。この現象は当地域の特殊性なのか、それとも他の地域にも及んでいるこのなどについては今後の課題である。

小字名によって歴史的景観を復元することはスタンダードな方法である。<sup>19)</sup> 小字名を詳細に検討することによって、景観が蘇ってくる場合も多い。しかし、現行小字名を資料批判することなしに、中世などの景観復元に利用することは、大きな危険性を持つことが今回の検討からも明らかになったといえよう。<sup>20)</sup>

## 注

- 1) 玉谷 哲「2、熊野・紀州街道およびその間道の歴史的概要」『熊野・紀州街道－調査報告篇』歴史の道調査報告書第1集 大阪府教育委員会 1987
- 2) 三浦圭一「5、文献からみた和泉の古道」『熊野・紀州街道－論考篇－』歴史の道調査報告書第1集 大阪府教育委員会 1987
- 3) 神野清秀『大阪の街道』大阪文庫10 松籟社 1989
- 4) 貝塚市教育委員会『貝塚市遺跡群発掘調査概要IX』貝塚市埋蔵文化財調査報告書第14集 1987
- 5) 4) と同文献
- 6) 貝塚市教育委員会『貝塚市遺跡群発掘調査概要X』貝塚市埋蔵文化財調査報告第16集 1988
- 7) 貝塚市教育委員会『貝塚市遺跡群発掘調査概要VI』貝塚市埋蔵文化財調査報告第8集 1984
- 8) 6) と同文献
- 9) 貝塚市教育委員会『貝塚市遺跡群発掘調査概要XIV』貝塚市埋蔵文化財調査報告第24集 1992
- 10) 貝塚市教育委員会『貝塚市遺跡群発掘調査概要XI』貝塚市埋蔵文化財調査報告第18集 1989
- 11) 7) と同文献
- 12) 7) と同文献
- 13) 貝塚市教育委員会『貝塚市遺跡群発掘調査概要VIII』貝塚市埋蔵文化財調査報告第11集 1986
- 14) 当地点の所有者から、耕作、排水溝掘削中に中世遺物が多量に出土していることが、教育委員会に通報されている。
- 15) 貝塚市教育委員会『貝塚市遺跡群発掘調査概要IV』貝塚市埋蔵文化財調査報告第5集 1982
- 16) 貝塚市教育委員会『貝塚市遺跡群発掘調査概要18』貝塚市埋蔵文化財調査報告第38集 1996
- 17) 7) と同文献
- 18) 地租改正によって統合、変更された可能性が考えられる。  
服部英雄「第1章 明治地租改正と小字の決定」『景観にさぐる中世』新人物往来社 1995
- 19) 桑原公徳「第1章 歴史がつくれた景観」『歴史がつくれた景観』古今書院 1982
- 20) ここで使用した須之内道子、棚村玲子両氏が実施した小字調査は、長期間を要した貴重な作業である。しかし、対象が現行小字であるので、これを景観復元に使用する場合は資料批判が必要となる。なお、1996年7月26日、大阪府告示第1251号をもって、現行の市内小字が廃止された。

## 参考文献

- 貝塚市教育委員会『貝塚市遺跡群発掘調査概要』貝塚市埋蔵文化財調査報告書第19集 1990  
貝塚市教育委員会『沢西遺跡発掘調査概要』貝塚市埋蔵文化財調査報告第23集 1992

## 付 記

今回検討に使用した発掘調査は、調査時における時間等制約の関係からその大部分のものが、地山面上の調査のみのものであった。したがって地山面にて検出した遺構以外のことを検証するにあたっては、非常な困難が伴った。

記録として保存し、地域の歴史を明らかにする資料とするためには、どのような発掘調査においても、その時点にて明らかにできるすべての事象について記録が必要であり、できない場合は将来に大きな汚点となることを痛感した。